

京丹波町地域福祉計画の見直しについて

1. 計画見直しの趣旨

京丹波町では、平成 29 年 3 月に策定した「京丹波町地域福祉計画」において「きずなの輪を広げ 地域で培う 京丹波の地元福祉力」を基本理念に掲げ、京丹波町における地域福祉を推進しております。

このたび、策定後の法改正や地域における現状等を踏まえ、今後の地域福祉推進に向けて、「京丹波町地域福祉計画」の見直しを行うものです。

地域福祉とは

地域で暮らすすべての人が、生き生きと心豊かに安心して生活できるよう、地域住民を主体として、行政、社会福祉協議会等各団体、企業や商店、教育機関といった多様な主体が協力し合い、「支え合い助け合うことのできる地域社会」を築いていくための取組や仕組みづくりのことです。

2. 計画の法的根拠

「京丹波町地域福祉計画」は、『社会福祉法』第 107 条に定められた「市町村地域福祉計画」であり、以下のように記載の内容について定められています。

【参考：根拠法】

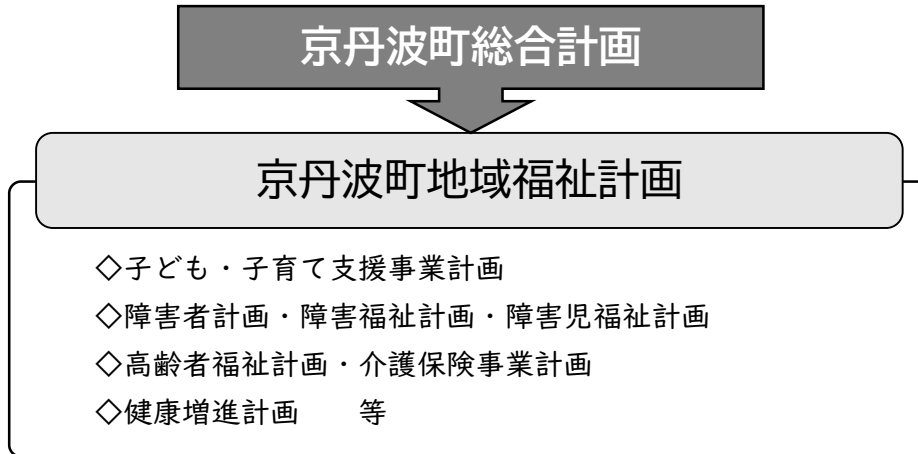
社会福祉法 第百七条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

3. 計画の位置づけ

「京丹波町地域福祉計画」は、京丹波町におけるまちづくりの指針を示す「京丹波町総合計画」を上位計画とし、その他各種福祉関連計画との整合を図って策定します。



4. 計画の計画期間

「京丹波町地域福祉計画」の計画期間は、平成29年度から令和8年度の10年間であり、見直し後の計画の終期は、現行の計画と同様令和8年度までとします。

なお、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。



地域福祉における4つの「助」

自助	自分のことは自分でという心掛けや、各種サービスの利用のこと (自分でできることからはじめてみよう)
互助	地域活動やボランティア等、地域社会における相互扶助 (隣近所や友人・知人とお互いに地域全体で助け合い、支え合う)
共助	介護保険や社会保障制度といった相互の負担で成り立つもの (社会保障制度を活用した相互扶助)
公助	公的な制度としての関連施策に基づくサービス提供 (行政でなければできないことは、行政がしっかり支える)

※地域包括ケアシステムにおける「自助・互助・共助・公助」

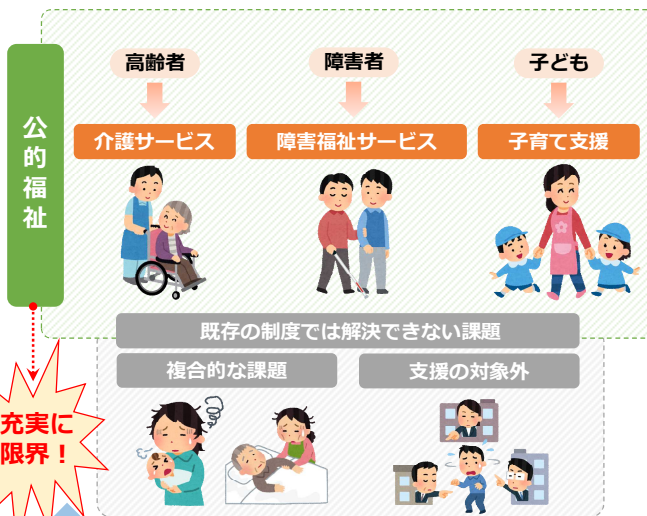
5. 重要となる視点

人口減少や少子高齢化の進行等によって、福祉課題の多様化・複雑化、担い手不足、つながりの希薄化等、様々な課題が顕在化してきています。

今後も身近な地域で安心して暮らし続けていくまちづくりのために、地域福祉の推進は重要です。

誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて

キーワードは「地域共生社会」の実現



そこで、目指す取り組みが・・・

「地域共生社会」の実現

- 公的福祉だけではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようという取組です。
- 困った人の問題を「我が事」として受け止める、気づきの体制を作ります。
- 地域だけで解決できない問題は、行政（町）につなげます。
- 行政も縦割りをなくして、あらゆる分野のネットワークにより、個別の課題を丸ごと受け止め解決する体制を整えます。

- 今の福祉サービスは、対象者ごとに、相談窓口やサービスが分かれています。
- 一方で、最近では、『複合的な課題』を抱える人（介護と育児の問題を同時に抱える人）や『支援の対象外』であるが、課題を抱えている人が増えています。
- また、誰にも相談できないまま、地域から孤立して、問題が深刻化する場合もあります。
- いわゆる団塊の世代が75歳を迎え、社会保障費の急増が見込まれる2025年問題を始め、今後、更なる少子高齢化の進行によって、こうした課題は増えると同時に、公的福祉の充実が難しくなることが予想されます。

地域

地域包括支援センター

- 住民の気づきによる早期発見
- 「我が事」意識による課題解決

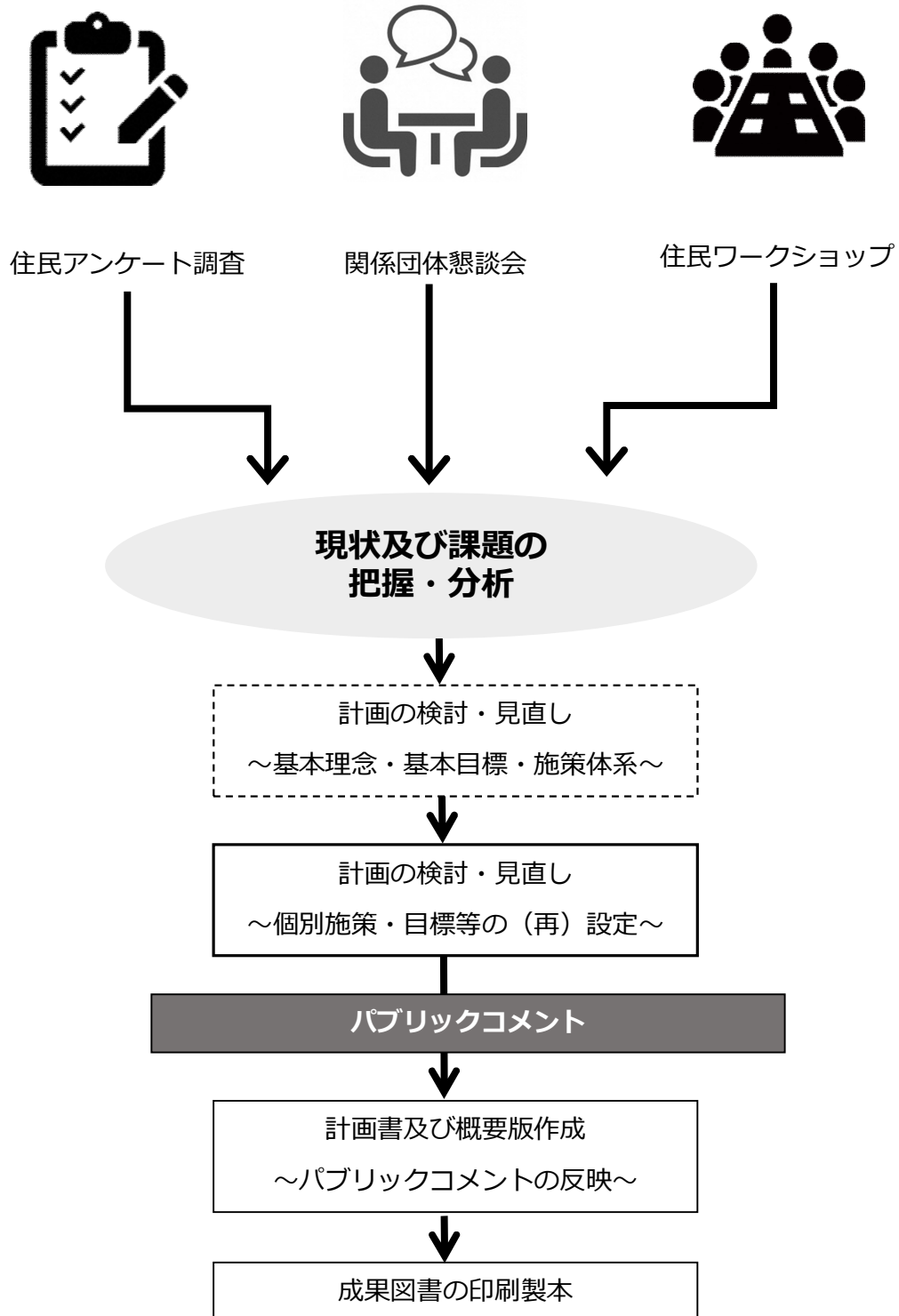
つなぐ

バックアップ

京丹波町



6. 計画策定の流れ



7. スケジュール

【令和2年度】

	令和2年					令和3年		
	8	9	10	11	12	1	2	3
アンケート	→							
調査票設計								
印刷・配布								
集計								
分析・報告書作成								
報告書補修正								
現状把握・分析								
関係団体等懇談会								
推進委員会		●					●	

【令和3年度】

	令和3年										令和4年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
現状把握・分析													
ワークショップ													
課題まとめ													
計画策定			→										
骨子案作成													
素案作成													
計画とりまとめ													
パブリックコメント													
議会報告													
印刷・製本													
推進委員会		●		●		●				●			

※今後の進捗等により変更の可能性があります。

8. 地域福祉計画・地域福祉活動計画のポイント

改正社会福祉法により計画の記載事項として以下が追加されています。

1：地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、防犯・防災、社会教育等)との連携	⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
②高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	⑩高齢者や障害者、子どもへの統一的な虐待への対応や家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題への支援の在り方
③制度の狭間の問題への対応の在り方	⑪保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
④生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制	⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開	⑬「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方	⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	⑯役所・役場内の全庁的な体制整備

2：包括的な支援体制の整備に関する事項の追加

①住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等	
ア. 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	
イ. 拠点の整備	
ウ. 地域住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施	
エ. その他	
②住民が身近な圏域において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築	
③市町村における包括的な相談支援体制の構築	
ア. 支援関係機関の協働による課題解決のネットワークの構築	イ. 協働の中核を担う機能
ウ. 検討の場	エ. その他